

## 鳴門教育大学外国人留学生規則

平成16年 4月 1日

規則第 33 号

改正 平成17年3月14日規則第19号

平成18年5月24日規則第 7号

平成22年3月24日規則第23号

平成24年3月19日規則第16号

平成29年1月11日規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第94条の規定に基づき、外国人留学生について必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 この規則において外国人留学生(以下「留学生」という。)とは、外国の国籍を有する者(二重国籍により日本の国籍を有する者又は日本国の永住許可を受けている者を除く。)で我が国の大学及び大学院において教育を受ける目的をもって入国し、鳴門教育大学(以下「本学」という。)に入学を許可された外国人をいう。

(種類)

第2条 本学が受け入れる外国人留学生の種類は、学部の学生、大学院の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び教員研修留学生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定。以下「要項」という。)第2条第3号に規定する者)とする。

(入学の時期)

第3条 入学の時期は、学年又は学期の初めとする。ただし、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び教員研修留学生については、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学資格等)

第4条 留学生の入学資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部の学生 学則第35条に規定する者
- (2) 大学院の学生 学則第62条に規定する者
- (3) 学部の研究生 鳴門教育大学研究生規則(平成16年規則第29号。以下研究生規則という。)第3条第1項に規定する者
- (4) 大学院の研究生 研究生規則第3条第2項に規定する者
- (5) 科目等履修生 鳴門教育大学科目等履修生規則(平成16年規則第30号)第3条に規定する者
- (6) 特別聴講学生 鳴門教育大学特別聴講学生規則(平成16年規則第31号)に第3条に規定する者
- (7) 特別研究学生 鳴門教育大学特別研究学生規則(平成16年規則第32号)第3条に該当する者
- (8) 教員研修留学生 要項に基づき選定された者

(入学の出願)

第5条 入学を志願する者は、別に定める募集要項等により、入学願書等の書類に所定の検定料を添えて願出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生(要項に規定する者をいう。以下同じ。)及び外国政府派遣留学生の入学者の選考については、文部科学大臣からの協議書類をもって、前項に掲げる書類に代えることができる。

(入学者の選考)

第6条 学部及び大学院の留学生の入学者の選考は、鳴門教育大学学校教育学部入学試験委員会又は鳴門教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会の議を経て、鳴門教育大学教授会(以下「教授会」という。)が行うものとする。ただし、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の入学者の選考は、鳴門教育大学国際交流委員会(以下「国際交流委員会」という。)の議を経て、教授会が行うものとする。

- 2 学部及び大学院の学生を除く留学生の入学者の選考は、国際交流委員会が書類選考等により行うものとする。

(入学の手續及び入学許可)

第7条 前条の入学者選考に合格した者は、所定の期日までに、別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手續を完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第8条 留学生に研究指導及び修学指導等を行うため、指導教員を指定する。ただし、学部の学生については、別に定めるところによる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第9条 留学生に係る検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びにその徴収方法等は、別に定めるところによる。

- 2 研究生及び特別研究学生は、研究期間に応じ、6か月分に相当する授業料の額(6か月未満であるときは、その期間分に相当する額)を当該期間の当初の月に納付しなければならない。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生は、履修しようとする授業科目の単位に相当する授業料の額を履修する毎学期の当初の月に納付しなければならない。この場合において、学期をまたがって授業の行われる授業科目に係る授業料については、当該授業科目の授業が開始される学期の当初の月に納付しなければならない。
- 4 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生及び本学が外国の大学と締結する大学間交流協定に基づき、検定料等が相互に不徴収とされている外国人留学生である場合は、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、学則及び鳴門教育大学学生規則(平成16年規則第27号)等の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月11日から施行する。